

青森県報

第二千七百五十八号

平成十九年
三月二十三日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行
う事業所の名称及び所在地変更の届出……………

公 告

土地区画整理組合の解散の認可……………
建設業者の許可の取消し……………

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了……………

告 示

青森県告示第二百八号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名	称	発行者 (製 作者) 名	該 当 条 項
二九四	書 籍	裏モノ JAPAN 四月号	〇一八〇五 四	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九五		Sweetブチ 三月号	一五四八七 三	笠倉出版社	
二九六		ラブキス 三月号	一九一四七 三		
二九七		恋愛美人イフ 三月号	一九六一五 三	セブン新社	

青森県告示第二百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	短期入所 生活介護	岡三沢ぬく もりの家	三沢市岡三沢一 丁目二四の一	平成 一九・三・六
社会福祉法 人みちのく 白寿会	青森市港町三丁 目六の三	訪問介護	ヘルパース ティション みちのく	青森市港町三丁 目六の三	一九・三・八
三八五交通 株式会社	八戸市城下四丁 目一九の一五	訪問介護	ヘルパース ティション みちのく	八戸市城下四丁 目一九の一五	"

社会福祉法人虹	株式会社ト ニチ	青森市問屋町一 丁目一五の〇	訪問介護	ヘルパー はるかぜ	青森市東大野二 丁目三の七	一九・三・二四
青森市問屋町一 丁目一五の〇	〇 二丁目八の三	訪問介護	あつとほ むけアまこ の手	青森市大字油川 字柳川五四の八	一九・三・二	

青森県告示第百二十号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人信和会	宮城県仙台市青 葉区北根黒松二 の〇	居宅介護支援セ ンタークローバ のへ	三戸郡三戸町大 字梅内梁田川原 二六	平成 一九・三・八
指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	指 月 日 定

青森県告示第百二十一号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	名称	所在地	指 月 日 定
社会福祉法人虹	株式会社トニチ	青森市問屋町一丁目一五の〇	訪問介護	ヘルパーはるかぜ	青森市東大野二丁目三の七	一九・三・二四
社会福祉法人白銀会	八戸市大字白銀三町南ケ丘五の	〇 二丁目八の三	訪問介護	あつとほむけアまこの手	青森市大字油川字柳川五四の八	一九・三・三
三八五交通株式会社	八戸市城下四丁目一五		訪問介護	三ハ五交通ヘルパー	八戸市城下四丁目一五	"
社会福祉法人みちのく白寿会	青森市港町三丁目六の三		訪問介護	ヘルパーみちのく	青森市港町三丁目六の三	一九・三・八
社会福祉協同人風間浦村社会福祉協議会	川目一丁目二丁目三丁目四丁目五丁目六丁目七丁目八丁目九丁目十丁目十一丁目十二丁目十三丁目十四丁目十五丁目十六丁目十七丁目十八丁目十九丁目二十丁目二十一丁目二十二丁目二十三丁目二十四丁目二十五丁目二十六丁目二十七丁目二十八丁目二十九丁目三十丁目三十一丁目三十二丁目三十三丁目三十四丁目三十五丁目三十六丁目三十七丁目三十八丁目三十九丁目四十丁目四十一丁目四十二丁目四十三丁目四十四丁目四十五丁目四十六丁目四十七丁目四十八丁目四十九丁目五十丁目五十一丁目五十二丁目五十三丁目五十四丁目五十五丁目五十六丁目五十七丁目五十八丁目五十九丁目六十丁目六十一丁目六十二丁目六十三丁目六十四丁目六十五丁目六十六丁目六十七丁目六十八丁目六十九丁目七十丁目七十一丁目七十二丁目七十三丁目七十四丁目七十五丁目七十六丁目七十七丁目七十八丁目七十九丁目八十丁目八十一丁目八十二丁目八十三丁目八十四丁目八十五丁目八十六丁目八十七丁目八十八丁目八十九丁目九十丁目九十一丁目九十二丁目九十三丁目九十四丁目九十五丁目九十六丁目九十七丁目九十八丁目九十九丁目	協定センター	訪問介護	協定センター	川目一丁目二丁目三丁目四丁目五丁目六丁目七丁目八丁目九丁目十丁目十一丁目十二丁目十三丁目十四丁目十五丁目十六丁目十七丁目十八丁目十九丁目二十丁目二十一丁目二十二丁目二十三丁目二十四丁目二十五丁目二十六丁目二十七丁目二十八丁目二十九丁目三十丁目三十一丁目三十二丁目三十三丁目三十四丁目三十五丁目三十六丁目三十七丁目三十八丁目三十九丁目四十丁目四十一丁目四十二丁目四十三丁目四十四丁目四十五丁目四十六丁目四十七丁目四十八丁目四十九丁目五十丁目五十一丁目五十二丁目五十三丁目五十四丁目五十五丁目五十六丁目五十七丁目五十八丁目五十九丁目六十丁目六十一丁目六十二丁目六十三丁目六十四丁目六十五丁目六十六丁目六十七丁目六十八丁目六十九丁目七十丁目七十一丁目七十二丁目七十三丁目七十四丁目七十五丁目七十六丁目七十七丁目七十八丁目七十九丁目八十丁目八十一丁目八十二丁目八十三丁目八十四丁目八十五丁目八十六丁目八十七丁目八十八丁目八十九丁目九十丁目九十一丁目九十二丁目九十三丁目九十四丁目九十五丁目九十六丁目九十七丁目九十八丁目九十九丁目	一九・三・七
有限会社ハトウエル	弘前市紺屋町七丁目一五		訪問介護	有限会社ハトウエル	弘前市紺屋町七丁目一五	一九・三・五
社会福祉協同人新郷村社会福祉協議会	三戸郡新郷村大字金ケ沢一丁目七		訪問介護	新郷村協定事務所	三戸郡新郷村大字金ケ沢一丁目七	一九・三・二
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目二七		訪問介護	岡三沢ぬくもりの家	三沢市岡三沢一丁目二四の一	平成一九・三・六

青森県告示第二百一十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
サポートセンター虹	NPO法人サポートセンター虹	障害福祉サービス事業者	指定障害福祉サービス	平成一九・三・二九
虹サポートセンター	八戸市大字田面木字外久保三三の二二三	障害福祉サービスを行う事業所	障害福祉サービス事業を	
虹サポートセンター	グループホーム ぱる	名称	所在地	平成一九・三・二九
虹サポートセンター	八戸市大字田面木字山道下タ三四の二	所在地	所在地	

公 告

土地区画整理組合の解散の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の解散を平成十九年三月十五日認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社庄子鉄工所
 - 二 代表者の氏名 庄子 孝夫
 - 三 主たる営業所の所在地 むつ市南赤川町一〇の二〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三二八五号
 - 五 取消年月日 平成十九年三月二日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 管、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 平成十九年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年三月二十三日

下北地域県民局長 野 戸 谷 秀 樹

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日

〃	十七年災農業用施設災害復旧事業	〃	〃	十七年災農地災害復旧事業
四九 一〇二	四九 一〇一	四九 三	四九 二	四九 一
〃	〃	〃	〃	むつ市
一六・六三	一六・七六	一六・六三	一六・七六	平成一六・七六

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭